

「生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」から生活保護法77条の2、同法78条の2の削除を求める会長声明

平成30（2018）年2月9日、厚生労働省は、「生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」（以下、「本件法律案」という。）を国会に提出した。

本件法律案によれば、生活保護法77条の2が新設され、生活保護法63条に基づく費用返還請求債権（以下、「63条債権」という。）については「国税徴収の例により徴収することができる」とされ（77条の2第2項）、また、63条債権について生活保護受給者の申し出により生活保護費からの天引きすることが可能とされている（78条の2）（以下、「本件改正」という。）。

「国税徴収の例により徴収することができる」ということは、63条債権については、国税徴収法による様々な滞納処分が可能となるほか、破産法上の非免責債権（破産法253条1項1号）となり、破産法に基づいて破産開始決定を受け、その後、免責許可決定を受けたとしても免責の効果を受けることができず、引き続き支払わなければならないことになる。

この点、生活保護法78条4項（平成25年改正により新設）は、不正受給に関する徴収債権（以下、「78条債権」という。）について、本件法律案と同様に「国税徴収の例により徴収することができる」としている。78条債権についても国税徴収と同様に扱って破産法上の非免責債権にすることに合理性があるか疑問はあるものの、78条債権は、債務者に不正受給という落ち度がある点で、非免責債権である「悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」（破産法253条1項2号）に類似していることから、非免責債権とすることに一定の合理性があったといえることができる。

これに対し、生活保護法63条は、生活保護受給者が本来受けるべきでなかった保護金品を受け取った場合の返還義務を定めたものであり、その本質は不当利得返還債務である。これには、生活保護受給者に収入があったのに生活保護の実施機関に申告するのを忘れてしまった場合のように生活保護受給者に過失がある場合もあるが、生活保護の実施機関の計算ミスにより過大に支給してしまった場合など、実施機関の過失が大きいものもある。このように、63条債権は78条債権とは性質が全く異なるのであり、これを国税徴収と同様に徴収に当たって滞納処分を認めたり、破産法上の非免責債権とすることを認めたりする合理性は全くない。

しかも、63条債権は、全額返還を原則とする78条債権と異なり、家財道具や介護用品の購入等その世帯の自立更生に資する使途に充てられるのであれば柔軟に返還免除が認められ得る（生活保護手帳別冊問答集問13-5）。もっとも、実務の現状では、生活保護の実施機関がこうした検討をすることなく安易に全額返還決定する例が多く、かかる返還決定を違法とする裁判例も多数存在する（大阪高裁平成25年11月13日判決、福岡地裁平成26年2月28日判決、福岡地裁平成26年3月11日判決、東京地裁平成29年2月1

日判決等)。

本件改正が成立，施行されれば，上記のような違法な返還決定が是正されないまま，天引きの申し出を事実上強制されて全額回収される事態が頻発することが懸念される。かかる事態が生じると，生活保護受給者は本来返還する必要のない保護費の返還を事実上強制されるとともに，生活保護費からの天引きにより健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされることになる。

よって，63条債権を国税徴収債権と同様の扱いとし，破産法上の非免責債権とする改正生活保護法77条の2，63条債権を生活保護費からの天引きを認める改正生活保護法78条の2は，生活保護受給者の権利を侵害するものであるから本件法律案から削除されるべきである。

平成30（2018）年3月14日

千葉県弁護士会
会長 及川智志